

書類送付状

送付先 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

差出人 ジェイクレディ株式会社 阿部朗久

2026 年 8 月 7 日

札幌市中央区北1条西18丁目2-6

TEL 011-211-6805

FAX 011-213-8569

書類送付状：下記の通り送付致します

送付枚数 2 枚

☐ ご参考までにご覧ください

件名 貴社からの申入書への回答

6月24日に送付頂きました、申入書に関する回答を送付させていただきます。

貴社より指摘頂きました貸借保証委託契約及び保証基本契約書の条文に関しましては、弊社顧問弁護士と協議の上、すでに条文の削除及び改定に着手しており、本年10月1日からの運用開始を目指し作業を行っております。

再保証会社に対して、第10条の督促手数料の条文の削除を申し入れましたが、削除には応じられないとの返答を頂いておりますので、削除は致しかねます。

詳細につきましては、ご連絡という形で文書を送付させていただきますので、内容のご確認をお願いいたします。

以上

2026年8月7日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦 殿

〒060-0001

札幌市中央区北1条西18丁目2番地6

ジェイクレディ株式会社

代表取締役 富 岡 俊 介



ご 連 絡

前 略

貴法人ご作成に係る本年6月24日付け申入書による申入れを受け、当社は、貴法人に対し、次のとおりご連絡いたします。

さて、貴法人は、上記申入書において、当社が使用する「賃貸借保証契約及び保証基本契約書」（以下「本契約書」といいます。）の10条（手数料）、12条2項（事前求償権）、14条3項（根保証債務の確定）、16条（物件立ち入りの承諾）、17条（動産所有権の放棄等）、18条1項（契約締結義務）、18条2項（連帯保証人の追加）及び20条（原契約解除権限の委任及び確認）を対象として、「消費者契約法10条に該当して無効であるため、使用中止又は同法に違反しない内容への修正」等の申入れをされています。

貴法人が指摘されている各条項の内容には、現時点で当社が使用していない過去の契約書式における内容も含まれているものと思われますが、本書面では、その点を措くこととして回答します。

まず、10条（手数料）を除く各条項につきましては、当社は、これまでの業務運用を通じて、貴法人が問題として指摘されている各条項の内容をそもそも適用していませんでした。また、当社は、それらの内容に関しては、これまで適用していなかったことに照らしても、現時点で存置することの必要性が認められないことから、それらの内容を本契約書の書式から削除し、本年10月1日から新たな書式を用いる予定としています。

次に、10条（手数料）の条項につきましては、当社は、これまでの業務運用を通じてそもそも適用していませんでしたので、他の各条項と同様に、本年10月1日から新たに用いる書式では、当社（保証会社）に対する当該手数料の支払義務の規定を削除する予定にしています。

ただし、同条項には、再保証会社に対する当該手数料の支払義務の規定も含まれていますところ、当該規定について、当社から再保証会社に対して削除の申入れをしましたが、再保証会社においては、その削除には応じられず、消費者契約法に抵触しないことの説明も可能であるとのことでした。そのため、この点については、当社として対応できる範囲を超えていますので、貴法人から再保証会社に対して直接申入れ等をしていただきますようお願いいたします。

以上、貴法人からの申入れに対する回答を兼ねたご連絡といたします。

草 々